

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設サンライフ奈良（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を保証する者（以下「保証人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、文書にて退所の意思を表明することにより、2週間の予告期間をもって、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納しその支払を督促したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行なった場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保険施設サービスの対価として、別紙料金表をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

但し、当施設は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃までに送付し、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計金額をその月の末日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者及び保証人から、本条1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービスの提供の日より5年間保存します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には、所定の申請用紙に記入を行うことにより、これに応じます。但し、その他の者(利用者の保証人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りします。

(身体拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行なうこととします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研修会での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により、対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 当施設にて介護サービスの提供中に事故が発生した場合は、家族、緊急連絡先へ速やかに連絡するとともに、当該市町村に事故の内容を報告します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び保証人は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

住 所 奈良県奈良市南肘塚町205-1

事業者名 介護老人保健施設サンライフ奈良
(介護保険事業者番号29501800895)

代表者名 理事長 國分 清和 ㊞

利用者

住 所

氏 名 ㊞

代理人

住 所

氏 名 ㊞

入所療養介護重要事項説明書

＜令和7年2月1日現在＞

介護保険施設サービスについて

◇ 介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇ ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・保証人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：

原則として機能訓練室にて行ないますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇ 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：

個室、2人室、3人室、4人室

※ 個室、2人室の利用には、別途料金をいただきます。

食事：

朝食 7：30～

昼食 11：30～

夕食 17：30～

※ 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

入浴：

週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理美容：

月1回、理美容サービスを実施します。

※ 理美容サービスは、別途料金をいただきます。

◇ 他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設での対応が困難な状態や、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇ 緊急時の対応

- ① 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により、対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- ② 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- ③ 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

◇ 身体拘束について

利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、記録に記載する等適切な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

◇ 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者の人権・虐待の防止の為に、次に掲げる必要な措置を講じます。

*研修等を通じて、従業員の人権意識の向上、知識や技術の向上に努めます。

*虐待防止に関する責任者を選定しています。 施設長 石堂伸夫

◇ ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

*身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。

*個人の尊厳や人格を言動や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為。

*意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ行為。

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ ハラスメントを判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用規約の解約等の措置を講じます。

◇業務継続の策定について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って、必要な措置を講じます。
- ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

◇秘密保持と記録の保存について

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び保証人等から、予め同意を得たうえで行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、或いは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研修会での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。
- 3 当施設は、利用者の介護保険サービスの提供に関する記録を残し、その記録をサービス提供終了の日から5年間保管します。

◇事故発生時の対応

当施設にて介護サービスの提供中に事故が発生した場合は家族、緊急連絡先へ連絡するとともに、当該市町村に事故の内容を報告します。

◇賠償責任

介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

◇非常災害時の対策

非常時には、事業所の管理者（不在の場合は、管理者が指定した者）の誘導のもと、速やかな避難を行います。また、年2回以上の避難訓練・救助訓練を行います。

災害対策に関する担当者 防火管理者 石橋 昭

◇要望又は苦情等の申し出

利用者及び保証人は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

* 苦情相談窓口

(1) 老人保険施設サンライフ奈良

0742-22-1177 担当：杵本光平

受付時間 8:30～17:30

(2) 奈良県国民健康保険団体連合会 介護苦情係

0120-21-6899

受付時間 9:00～17:00

(3) 奈良市役所 介護福祉課

0742-34-5422

受付時間 9:00～17:00

* 苦情解決責任者 事務局長 石橋 昭

◇第三者委員会の評価無

◇この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設サンライフ奈良
- ・開設年月日 平成8年4月1日
- ・所在地 奈良県奈良市南肘塚町205-1
- ・電話番号 0742-22-1177
- ・ファックス番号 0742-22-1178
- ・管理者名 施設長 石堂伸夫
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2950180089号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設サンライフ奈良の運営方針]

1. 利用者の家庭復帰を目指し、生きがいのある生活を支援する。
2. 利用者の主体性と自主性を尊重し、明るく家庭的な雰囲気での医療・看護・リハビリテーションによる「生活リハビリ」を行なう。
3. 地域社会に貢献すべく、福祉・医療・保健の連携および情報提供によるネットワークを確立する。
4. 地域と家庭の交流を積極的に行い、ボランティアの育成および活動の場を提供する。
5. ゆとりと豊かさのある職場で、職員の喜びを創世する。

(3) 施設の職員体制

	常勤	業務内容
医 師	1 人	看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話など
看護職員	6 人以上	
薬剤師	1 人	
介護職員	16 人以上	
支援相談員	1 人以上	
理学療法士	2 人以上	
管理栄養士	1 人以上	
介護支援専門員	1 人以上	
事務職員	2 人	

(4) 入所定員等 定員 66 名

療養室 (個室 1 室) (2 人室 3 室) (3 人室 1 室) (4 人室 14 室)

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金

- ①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。）
- ②食費
- ③居住費（1 人部屋・2 人部屋）
- ④その他（おやつ代、日常生活品費、教養娯楽費等）

(2) その他の料金

- ①特別室利用料（個室・2 人部屋）
- ②洗濯料金（コインランドリー代）
- ③理美容代
- ④その他（電気使用料、文書料等）

(3) 支払い方法

毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行します。支払い方法は原則口座振替（自動引き落とし）となります。記帳をもって領収となりますので領収書は発行いたしません。領収書が必要な方は、事務所にお申し付けください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

協力医療機関

名称 済生会奈良病院

住所 奈良県奈良市八条四丁目643番地

名称 国立病院機構奈良医療センター

住所 奈良県奈良市七条二丁目789番地

協力歯科医療機関

名称 まごころ歯科

住所 奈良県奈良市西木辻町138-1

5. 施設利用に当たっての留意事項

面会：面会時間の制限はありません。起床から消灯までの間、自由にお越しく下さい。（お持ちになられた飲食物等は置かない様、入所者の健康管理にご協力ください。）

外出・外泊：食事の都合がありますので前日までに、規定の用紙に記入し提出ください。（提出がない場合、基本食事サービス費を請求させていただきます。）

喫煙：敷地内禁煙です。

洗濯：業者依頼又はご家族でお願いします。

金銭等の管理：盗難・紛失を避ける為、貴重品や現金は持ち込まないでください。

備品等の持ち込み：電気器具の持ち込みは職員に申し出てください。

火気の取扱い：危険防止の為、ストーブ類・電熱器はご遠慮ください。

ペットの持ち込み：ご遠慮ください。

6. 非常災害対策

防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等

防災訓練 年2回 防火訓練 年2回 （救助・救出訓練）

7. 禁止事項

当施設では、多くの方々に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 記録の保存

サービス提供記録はサービス提供開始の日より5年間保存します。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

同 意 書

私及び家族（保証人）【以下甲という】は利用料のうち、利用料金を掲示されているもの以外に【甲】の依頼により購入する日常生活品等について実費を請求されても異議を申しません。併せて、実際に要した費用の精算にあたっては購入品の領収書等内容を明記した当施設発行の請求書（月末締め、翌月初旬請求）にて一括して請求されることについても同意します。